国際法

- [1] 総論
 - (1) 国際法の法的性質
- 立法機関の問題含、法の平和的変更
- ・ 法の適用 (裁判機能) の問題
- ・ 法執行の問題
 - cf. 道徳規範、国際礼譲(international comity)
- (2) 国際法の法源
- ・条約法と慣習法

条約法一国家相互の明示的合意 慣習法一諸国家の法的信念(opinio juris)を示す継続的慣行 国際法典編纂

> ハーグ平和会議(1899 年、1907 年)―戦時法規 国際法典編纂会議(1930 年、国際連盟主催)-平時法規 国際連合国際法委員会

- ・「法の一般原則」(国際司法裁判所規程第38条) -諸国の国内法で共通に認められて いる法原則
- ☆ 国際法規相互の効力関係
 - ・「特別法は一般法を破る」
 - *当事国間についてのみ
 - *強行規範(jus cogens)
 - *「後法は前法を破る」
- (3) 国際法と国内法
- 一元論

国内法優位理論

-国際法の妥当根拠は国内法

国際法優位理論

- 法経験に照らすと、国際法が優位
- 二元論
 - ーそれぞれ独立した別個の法秩序→変形理論 もっとも、両秩序間には密接な法的連関
- * 国家実行
- ・国際法の国内的適用

スカンディナヴィア諸国、英国等一変形(国内法としての法定立行為)が必要 米国、ドイツ、日本等一自動執行条約(self-executing treaty)であれば一般的受容(国 会の承認、公布等)で可

・国内法秩序における国際法の効力

米国一条約は州法に優位、連邦法律とは後法優先の原則

日本一条約は法律に優先

フランス、オランダ、オーストリア―条約が憲法に優先(但し、厳格な手続きによる)

- [2] 国際機構の歴史と集団安全保障
 - (1) 専門的・技術的分野に関する国際協力
- ・産業革命による生産力の増大
- 国際会議
- ・国際河川委員会(1815年ウィーン条約)、ダニューブ川ヨーロッパ委員会(1856年)
- ·国際行政連合(international administrative unions)

国際電信連合 (1865年)、一般郵便連合 (1874年)、国際鉄道輸送連合 (1890年) など *常設の事務局

しかし、

- *各国代表からなる全体会議は常設されず
- *全会一致原則
- (2) 国際連盟―国際紛争の平和的処理、安全保障を主目的とする準普遍的国際機構
- *第1次世界大戦における戦争形態の変化→主に協商諸国における世論の圧力

*一定程度の組織化の実績

ウィルソン米大統領の「14項目」(1918年)

→ヴェルサイユ条約その他の平和条約の冒頭に、国際連盟規約(Covenant of the League of Nations)

米は上院の多数が得られず、批准拒否。

1930sには日・独・伊などの脱退、旧ソ連の除名。

1. 機関

①総会

- ・全加盟国の代表により構成
- ・一般的権限(「連盟の行動範囲に属し又は世界の平和に影響する一切の事項」を会議で 処理)と特別の権限

②理事会

- ・常任代表国(戦勝国その他の大国―英・仏・伊・日・独・旧ソ)と非常任代表国(「限定的利害関係国」―4カ国から11カ国に)
- ・一般的権限(「連盟の行動範囲に属し又は世界の平和に影響する一切の事項」を会議で 処理)と特別の権限(特に「国交断絶に至る虞ある」紛争の処理、常設国際司法裁判 所判決の履行の保証、委任統治の管理)

③事務局

- ・準普遍的機構の下で広範な役務を担当
- ④常設国際司法裁判所(PCIJ)

国家間の法律的紛争解決

連盟へ意見を与える任務も

*意思決定の手続き

規約第5条:全会一致原則

実際には一定程度緩和

手続事項、新加盟国の承認、規約改正、国際紛争処理(紛争当事国の投票の除外)

- 2. 連盟の集団安全保障体制
- ・「国交断絶に至る虞のある紛争」(連盟規約第12条)-仲裁裁判・司法的解決・連盟理事会の審査(判決・報告の後3ヶ月は戦争禁止)
- ・規約第 16 条「第 12 条・・・による約束を無視して戦争に訴えたる連盟国は、当然他の全ての連盟国に対し戦争行為をなしたものとみなす。」

しかし、1921年「経済的武器に関する総会決議」:

- ・規約違反の存否は各加盟国が判断
- ・違反国の行為は自動的に他の加盟国との間に戦争状態を生じるわけではない

*不戦条約との調整

1928年ブリアン・ケロッグ条約(パリ規約)成立

- 第1条「締約国は、国際紛争解決の為戦争に訴ふることを非とし、且其の相互関係 に於て国家の政策の手段としての戦争を放棄することを其の各自の人民の 名において厳粛に宣言す。」
- 第2条「締約国は、相互間に起こることあるべき一切の紛争又は紛議は、其の性 質又は起因の如何を問はず、平和的手段に拠るの外之が処理又は解決を求 めざることを約す。」

#米国政府の覚書

- ・ 自衛戦争は合法
- ・連盟規約、中立保障条約、不戦条約自体の違反に対する戦争は、 合法な制裁戦争
- 一紛争の平和的解決手段が不明
- 一条約違反への諸国の対応が不明

1929 年連盟総会決議

小委員会の提案: 3ヶ月のモラトリアムの後に戦争に訴える権利を否定 →総会における見解の対立、作業の中断。

(3) 国際連合

1943年モスクワ宣言: 平和および安全のための一般国際機構設立 1944年「一般国際機構の設立のための提案」ダンバートン・オークス提案 1945年サンフランシスコ会議(連合国側の 50 カ国代表)

1. 国連の原則と目的

①原則

- ・個人主義 (cf.パリ平和会議での日本政府提案の不採用)
- 自決権
- 主権平等
- ・条約の尊重

- 公開外交
- 善隣主義

②目的

・平和と安全の維持一正義の維持は第二義的

2. 国連の構成

- ①総会—研究·討議
 - 一般的権限 (憲章第10条) -第12条の留保

特別権限(第11条、13条など)

*表決は多数決制(第18条)→加盟諸国の構成変化により、コンセンサス方式の採用

②安全保障理事会-大国優位の特権的性格

常任理事国(米・英・仏・ロ・中)と非常任理事国 10 カ国

第24条「国際の平和および安全の維持に関する主要な責任」

*第25条による「決定」の拘束力

安保理による全ての決定が、25条の「決定」に当たるわけではない―「勧告」

*表決は、9票の特別多数決(手続事項)か特定多数決(第27条)

1950年総会「平和のための結集」決議:

安保理が平和と安全に対する「主要な責任」を果たせない場合、安保理の要請か(拒否権なし)国連加盟国の過半数の要請により総会を召集

③経済社会理事会

連盟にはなかった新しい機関

④信託統治理事会

信託統治地域の施政国、安保理常任理事国、その他(第 86 条) 活動は終了

⑤国際司法裁判所

国家により係属される事件

国連機関への勧告的意見(第96条)

⑥事務局

連盟事務局と異なり、行政的任務のみならず政治的任務も(第99条) 第100条による独立性の保証

- 3. 国連と安全保障
- ①国連における紛争の平和的解決

憲章第6章 紛争の平和的解決

「その継続が国際の平和及び安全の維持を危うくする虞のある紛争」(第33条)

当事国間の平和的解決の努力

*仲裁裁判(仲裁):国家間紛争

Cf.私人と国家の間の紛争(請求権委員会、投資紛争解決国際センターetc.)

- *司法的解決
- *周旋、居中調停(仲介)
- *国際審查、国際調停

→安保理への付託義務(第37条)

*安保理のイニシャティブによる紛争調査、国連加盟国・非加盟 国・事務総長の通告も可

安保理による紛争処理―審査、解決方法・条件の勧告(第34・36・37条)

- *紛争当事国の審議参加可(投票権はなし) (第32条)
- *総会による紛争処理(第10・11条)-第12条の制限

② 国連体制の下での戦争の違法化

国連憲章第2条4項「武力による威嚇又は武力の行使」を禁止

例外:

- i. 集団安全保障措置
- ii. 地域的取極 (第53条)

安保理の許可要 exc.敵国条項

- iii. 個別的·集団的自衛権(第51条)
 - *自衛権発動の要件
 - ・武力攻撃が発生した場合―「先制的自衛」?
 - ・他の措置がとれない緊急事態
 - 均衡性
 - *自衛権発動後の規制
 - ・「安保理が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間」
 - 安保理への報告義務

③国連の集団安全保障の枠組み

- ・「平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為」の認定、勧告、措置(憲章第41、42条) の決定(第39条)
 - *「侵略」の定義の問題―安保理が適宜決定
- ・暫定措置の「要請」(第40条) 兵の撤退、非武装地帯の設定など
- ・非軍事的強制措置(第41条)-経済・運輸通信関係・外交関係の断絶、国際刑事裁判

など

· 軍事的強制措置(第42条)

国連軍(第43条)、五大国の協議(第106条)

cf.朝鮮国連軍一安保理の勧告

*平和のための結集決議:安保理第7章機能の麻痺→総会による措置の勧告 1956年スエズ動乱:即時停戦勧告決議

*国際連盟との比較

安保理決議の法的拘束力(第25、48条) 軍事的強制措置の重視(第43、45、47、106条)

④平和維持活動と冷戦後の展開

• 平和維持活動

国連緊急軍 UNEF (1956 年スエズ動乱)

英・仏・イスラエル軍撤退の保障

エジプト・イスラエル休戦協定の監視、など

→ハマーショルド事務総長の報告書

その後、PKO の経費問題→1970s に収束

※第7章型国連軍との相違:

非強制的一受け入れ国の同意要 ex. UNEF の武器使用は自衛目的のみ中立的一小規模、大国軍隊(利害関係国)の排除

※第6章紛争の平和的解決との相違:

紛争の最終的解決(peace-making)ではなく、事態の沈静化を通じ平和的解決への素地を作り出すことが目的

⇒黙示的権能説、「後から生じた慣行」の理論

・平和維持(peace keeping)から平和執行(peace enforcement)へ 多国籍軍

1990年安保理決議 678号―イラクが即時撤退などに関する諸決議を履行しない場合に、 国連加盟国に「(これらの決議を) 実施し、同地域にお ける国際的な平和と安全を回復するために必要な、あ らゆる手段を用いる」権限を与える。―安保理による 武力行使の要請は朝鮮動乱時以降 2 度目

1992 年安保理決議 794 号―ソマリアにおける人道救援活動を確保するために必要な

「あらゆる手段」の行使を承認―米国指揮の UNITAF(Unified Task Force)

ガリ事務総長「平和への課題」─1992 年、安保理の要請により提出 国連憲章第 7 章第 42 条に基づく軍事措置の強調 →1993 年旧ユーゴスラヴィアへの第 2 次国連保護軍 UNPROFORII →1993 年第 2 次ソマリア平和活動 UNOSOMII─多国籍軍 UNITAF の 任務引継

- ※「第三世代」の平和維持活動
- ※「第二世代」の平和維持活動 (peace building)

政治・経済・社会・人道・環境の側面を包括する活動―紛争の根本的な原因への 働きかけ

- ex. ①1978年ナミビア独立支援グループ UNTAG:停戦監視、南アフリカ軍の撤退、地域保安隊の武装解除+選挙の実施支援
 - ②カンボジア暫定統治機構 UNTAC (約2万人):停戦監視、武装解除、地雷 撤去+人権保護、治安維持、難民援助、社会基盤の 整備、選挙の実施など

[3] 安全保障と国際刑事司法制度

「国際法上の犯罪」

国際法で当該違法行為の処罰が義務づけられているもの (国際的レベルで直接当該違法行為の処罰が予定されているものーコアクライム ーを含む)

- (1)「国際法上の犯罪」取締の歴史:国際法による処罰の義務づけと国際法廷の創設
- ・敵国軍隊構成員の戦争犯罪の処罰 海賊の取締り
 - ←慣習国際法上の<u>権利</u> <u>国内裁判所</u>による対応
- ・第1次大戦終結時のヴェルサイユ講和条約 カイザー訴追条項(第227条)

その他の戦犯裁判(第 228-9 条) →ライプチヒ裁判という結末

・第2次大戦終結後のニュルンベルク主要戦犯裁判

国際軍事裁判所 (IMT) によるナチス・ドイツの上級国家機関の訴追

- 1. 平和に対する罪
- 2. 人道に対する罪
- 3. 戦争犯罪(狭義)

*ただし、1,2について遡及立法、事後法の問題 極東国際軍事裁判(東京裁判)、ドイツの後続裁判(管理理事会法第10号)でも

- ・ジェノサイド条約(1948 年)、ジュネーヴ 4 条約(1949 年) 処罰の義務づけ
- ・国連国際法委員会による国際立法の準備作業 ニュルンベルク原則 (1950年) 人類の平和と安全に対する罪に関する法典草案

冷戦後の展開

- ・旧ユーゴのための<u>国際刑事裁判所</u>(ICTY) 1993 年国連安保理決議 ジェノサイド犯罪 人道に対する犯罪 ジュネーヴ4条約の重大な違反 戦争の法規慣例違反
- ・ルワンダのための<u>国際刑事裁判所</u>(ICTR) 1994 年国連安保理決議
 ジェノサイド犯罪
 人道に対する犯罪
 ジュネーヴ4条約の共通第3条と第2追加議定書の重大な違反
- ・<u>国際刑事裁判所</u> (ICC) 1998 年ローマ規程(多国間条約を基礎とした常設の裁判所) 侵略犯罪

ジェノサイド犯罪

人道に対する犯罪

戦争犯罪 (狭義)

国際的武力紛争:

ジュネーブ4条約の重大な違反 戦争の法規慣例のその他の著しい違反 非国際的武力紛争:

> ジュネーヴ4条約共通第3条の著しい違反 戦争の法規慣例のその他の著しい違反

*補完性の原則

(2) 実体法上の諸問題

1. 上官責任

部下の犯罪行為を知っていた、または alarming information に接していた場合 (ジュネーヴ第1追加議定書、ICTY 判例)

部下の犯罪行為を知らなかったことについて過失があった場合 (ICC 規程)

2. 上官命令抗弁

命令の違法性が不明白 and/or 部下が違法性を認識していなかった場合? 命令により部下に強迫があった場合?

3. 上級国家機関の免除

機能的免除(functional immunity)については、上級国家機関(国家元首、外務大臣など)についても免除は認められない(ジェノサイド条約第4条、ニュルンベルク原則)

Cf.現職の手続き的免除/属人的免除(personal immunity)

国内裁判所の場合:認める

国際裁判所の場合:認めない←アフリカ諸国の反発

[4] 武力紛争法

武力紛争法(戦争法)

中立法規

交戦法規

ハーグ法 (戦闘の手段・方法)

ジュネーヴ法 (戦争犠牲者の保護:狭義の国際人道法)

(1) 適用範囲

- ・第1次大戦前の条約には、一般的に総加入条項
 - →その後、1929 年捕虜待遇条約などで明示的に否定。現在ではむしろ、ジュネーヴ 諸条約(1949 年)共通第2条3項。
- ・戦争違法化の影響

戦争の正否の判断は困難

差別化による結果の問題

- ・テクニカルな意味での戦争に限定されない ジュネーヴ諸条約共通第2条1項
- ・伝統的には国際的武力紛争についてのみ適用されたが (ジュネーヴ諸条約、同第1追加 議定書)、現在では内戦の場合についても一定程度の適用

ジュネーヴ諸条約共通第3条

*米連邦最高裁ハムダン事件判決

アルカイダと米国の紛争は国家間のものでないという意味で非国際的 武力紛争。(地理的には国際的だが。) 共通第3条を適用できる。

ジュネーヴ諸条約第2追加議定書(1977年)

1条1項「締約国の領域において、当該締約国の軍隊と反乱軍その他の組織された武装集団(持続的にかつ協同して軍事行動を行うこと及びこの議定書を実施することができるような支配を責任のある指揮の下で当該領域の一部に対して行うもの)との間に生ずるすべてのものについて適用する。」

1条2項「この議定書は、暴動、独立の又は散発的な暴力行為その他これらに類する性質の行為等国内における騒乱及び緊張の事態については、武力紛争に当たらないものとして適用しない。」

*1999年国連事務総長告示「国連部隊による国際人道法の遵守」:

武力紛争状態に関与する国連部隊の軍事要員は、国際人道法の基本原則と規則を 尊重する義務をおう。

(2) 戦闘員資格

軍隊:「部下の行動について当該紛争当事者に対して責任を負う司令部の下にある組織され及び武装したすべての兵力、集団及び部隊から成る・・・。このような軍隊は、内部規律に関する制度、特に武力紛争の際に適用される国際法の諸規則を遵守させる内部規律に関する制度に従う。」第1追加議定書43条1項

*同77条2項:15歳未満の子どもを「自国の軍隊に採用することを差し控える。」 「敵対行為に直接参加しないようすべての実行可能な措置をとる」。 (1989年子どもの権利条約38条も同旨)

戦闘員:「軍隊の構成員・・・は戦闘員であり、すなわち、敵対行為に直接参加する権利 を有する。」第1追加議定書43条2項

- *例外は、衛生要員と宗教要員
- *傭兵は戦闘員とは認められない
- *戦闘員資格の保持:

原則的には、一般住民との区別。それができない場合は、武器の公然 携行(攻撃に先立つ軍事展開中に敵に目撃されている間)

(3) 害敵手段とその行使方法の規制

「軍事的必要性」と「人道的考慮」

ジュネーヴ法

- 区别原則
- ・均衡性原則(付随的損害が軍事的利益に比して過度は×:第1追加議定書52条2項) ハーグ法
- ・不必要な苦痛の禁止(第1追加議定書35条2項)

マルテンス条項(「陸戦の法規慣例に関する条約」(1907 年)前文) 一武力紛争法上の基本原則の尊重

- ①害敵集団の制限
- 化学、生物学兵器

ハーグ陸戦規則 (1907年): 毒物

ジュネーヴ・ガス議定書 (1925年)

「細菌兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約」

(1972年)

• 核兵器

部分的核実験禁止条約(1963 年)-大気圏、宇宙空間、水中 核兵器不拡散条約(1968 年)--非核兵器国による原子力の平和的利用は可←IAEA

• 環境破壊兵器

「環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約」(1976年)

- 一「広範な、長期的な又は深刻な」
- 特定通常兵器

「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の 使用の禁止又は制限に関する条約」(1980年)

- 一検出不可能な破片を利用する兵器
- 一地雷
- 一焼夷兵器

②害敵手段行使方法の規制

- ・ハーグ陸戦規則
- ・「戦時海軍力をもってする砲撃に関する条約」(1907年)
- 空戦法規案 (1923 年)

防守地域―無差別攻撃 (ただし、一定の建造物は保護) 無防守地域―軍事目標主義

・ジュネーヴ第1追加議定書――般的に軍事目標主義

(4) 捕虜

戦闘員は敵の権力内におちいった場合捕虜となる(ジュネーブ第1追加議定書 第44条1項)。

*その他の軍隊構成員(衛生要員・宗教要員)、軍隊に随伴する者、紛争当事国の商船・民間航空機の乗組員にも捕虜資格がある(ジュネーヴ第3条約4条A)。

捕虜の取り扱い:ジュネーヴ第3条約

(5) 文民

「敵対行為に直接参加していない限り」、条約のいう文民として保護される(第1追加議定書第51条3項、第2追加議定書第13条3項)。

*赤十字国際委員会(ICRC)の提示する「直接参加」の定義

一定限度をこえる敵対行為

危害との直接因果関係

一定限度をこえる被害をひきおこす意図

*第1追加議定書75条「諸条約又はこの議定書に基づく一層有利な待遇を受けないもの」 についても、人道的に待遇される。

(6) 中立

• 黙認義務

- 避止義務
- 防止義務

[5] 空間の管轄

(1)領域

国家が原則として自由で排他的な支配を及ぼすことができるところ 一領土、領水、領空

(ア) 領水

a. 内水

河川、運河、湖沼、湾、内海、港など 領土とほぼ同じ権能を行使(ex. 国際運河、国際河川)

b. 領海

海洋先進国とその他の諸国との対立(軍事、漁業活動の範囲) 基線(海岸の低潮線)から12カイリ(国連海洋法条約第3条) 「無害通航権」(同第17条)

- *国際海峡の通過通航権
- c. 群島水域

群島国家―外側の島の外端を結ぶ群島基線の内側(国連海洋法条約第 49 条) 群島航路帯通航権(同第 53 条)

(イ) 領空

領土及び領水の上空一帯一完全かつ排他的な主権

(2)接続水域

自国領域内における通関、財政、出入国管理または衛生上の法令の違反を規制 基線から 24 カイリ (国連海洋法条約第 33 条)

(3) 排他的経済水域

天然資源に対する主権

基線から200カイリ(国連海洋法条約第57条)

(4) 大陸棚

天然資源に対する主権(国連海洋法条約第76条)

(5) 公海

「公海自由の原則」―航行、漁業、海底電線・パイプラインの敷設、科学調査、上空飛行 (国連海洋法条約第87条)

*海洋利用能力の差による不平等

(6) 深海底

大陸棚の限界をこえる海底区域

「人類の共同財産」(国連海洋法条約第136条) ―国際海底機構

(7) 南極

南極条約 (1959年) ―南極における領土権、請求権の凍結

(8) 宇宙空間

宇宙条約 (1966年)

宇宙空間と天体の領有は禁止

宇宙空間の探査、利用は自由

大量破壊兵器の配置禁止

天体上での軍事施設の設置、兵器実験、軍事演習の禁止 事故の場合の責任

宇宙救助返還協定(1967年)、宇宙損害賠償条約(1971年)、宇宙物体登録条約(1974年)

月協定 (1979年)